

パルエイド株式会社 虐待防止の為の指針

<運営規程>

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業員の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画)を定期的に行い、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備するほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。

<「虐待防止のための指針」の内容>

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- (1) 身体的虐待:身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 支援・世話の放棄・放任:衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など養護を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待:著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待:わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待:財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること。

〈虐待防止委員会の組織体制に関する事項〉

- 1 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は事業所の委員長とし、以下副委員長、たいよう本舗、すいせい組共に、監督者、副監督者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。
- 2 虐待防止委員会は、必要な都度担当者が招集します。
- 3 虐待防止委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - (1) 虐待防止委員会の組織に関すること
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - (3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

〈虐待防止のための職員研修に関する基本方針〉

- 1 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - (1) 虐待防止法の基本的考え方の理解
 - (2) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - (3) 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - (4) 発生した場合の改善策
- 2 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、ファイルに保存します。